

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進 条例	公 布 日	平成11年3月19日
条 例 番 号	平成11年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	平成19年3月20日
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課	電 話 番 号	059-224-3349
条例の概要	ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現のため、施策の基本方針や公共的施設等の整備基準の遵守など、必要な事項を定めている。	条例の 類型	規制型 誘導型 理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	超高齢化の進展、「障害のある人の権利に関する条約」への政府の署名など、必要性は高まっている。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公共的な建物のバリアフリー化について、今後も整備基準の遵守が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定により策定された「ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき事業を実施しており、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	特に、規制緩和を求める意見は届いていない。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	事業者に義務を課すなどの規定を有するが合理的な内容であり、憲法、法令に抵触しない内容である。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	公共的施設の整備基準がなくなり、障がい者や高齢者などあらゆる人々が社会参加できるまちづくりが確保できない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	県以外の主体との連携が前提となっている。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正を検討する。	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		地域主権推進一括法による条例制定権の拡大に伴う改正を検討する。			無